

事業継続報告（年次報告）の手続き

贈与税又は相続税納税猶予の認定を受けた中小企業者は、贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3カ月を経過する日までに都道府県知事に事業継続報告（年次報告）をすることが必要です。（施行規則第12条第1項・第3項）

年次報告書の提出にあたっては、下記の記載例を御参考にしていただき、様式は第11を使用してください。

【報告書記載例】

これはあくまで1つの例示ですので、併せて経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等も確認してください。

明細を報告書に書ききれない場合等には、別紙（形式自由。A4。）を用いても差し支えありません。

様式第 11

年次報告書

平成 30 年 4 月 1 日

東京都知事 殿

郵便番号 100-8912
会社所在地 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号
会社名 経済産業株式会社
電話番号 03-3501-5803
代表者の氏名 経済 太郎 印

年次報告書を提出する日。
なお、報告の期限は贈与（相続）報告基準日の翌日から3ヶ月を経過する日です。

本店を所轄する都道府県名知事宛にご提出ください。

認定を受けようとする会社の情報及び会社印を押印して下さい。後継者個人の情報及び個人印ではありません。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項（第3項）の規定により、下記の事項を報告します。

記

事業継続報告（年次報告）の手続き

1 特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）について

主たる事業内容	●●の製造・販売
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	—
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	2,500,000 円
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	2,500,000 円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	—
認定年月日及び番号	平成 28 年 3 月 1 日 (20160111 関東第 11 号)
贈与報告基準日（相続報告基準日）	平成 30 年 3 月 15 日

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を1つ記載してください。
特に、中小企業者の定義において、製造業その他／卸売業／小売業／サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載して下さい。

認定書右上に記載のものです。
認定年月日は認定書の右上下段、番号は上段に記載しております。

贈与（相続）報告基準日とは、贈与（相続）税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日（応当日）です。

事業継続報告（年次報告）の手続き

贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数		(a)+(b)+(c)-(d)	97 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)		95 人
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)		5 人
70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)		0 人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)		3 人
各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の 5 年平均人数	1 回 目 (29 年 3 月 15 日)	(i)	99 人
	2 回 目 (30 年 3 月 15 日)	(ii)	97 人
	3 回 目 (年 月 日)	(iii)	人
	4 回 目 (年 月 日)	(iv)	人
	5 回 目 (年 月 日)	(v)	人
	5 年 平 均 人 数	((i)+(ii)+(iii)+(iv)+(v))/5	人
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	平成 29 年 3 月 15 日から 平成 30 年 3 月 15 日まで	経済 太郎	
	年 月 日から 年 月 日まで		

過去の年次報告における従業員数を記入してください。
5年平均欄は最後（5回目）の年次報告の時のみ記入してください。（それ以外は空欄のまま結構です。）

贈与（相続）報告基準期間とは、前年の贈与（相続）報告基準日（第 1 回年次報告においては贈与（相続）認定申請基準日）の翌日から当該贈与（相続）報告基準日までの期間です。

- (a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。
- (b)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入している人数を記載してください。
(例：70歳以上の従業員または役員)
- (c)欄には、社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載して下さい。（例：75歳以上の従業員）
ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。
- (d)欄には、(a)(b)でカウントした方のうち役員の数に記載してください（当社にいる全役員の数ではありません）。
なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

事業継続報告（年次報告）の手続き

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（29年1月1日から29年12月31日まで）
における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用 状況	帳簿価額	運用収入
有価 証券	特別子会社の株 式又は持分（※2） を除く。）		(1) 10,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会 社又は資産運用 型子会社に該当 する特別子会社 の株式又は持分 （※2）		(2) — 円	(13) — 円
	特別子会社の株 式又は持分以外 のもの		(3) 2,000,000 円 1,000,000 円	(14) 80,000 円 10,000 円
不動産	東京都千代田区霞 が関 1 丁目 3 番 1 号	本社	(4) 100,000,000 円	6,000,000 円
	同上所在の建物		50,000,000 円	
	上記に係る建物付 属設備（電気工事一 式）		500,000 円	
	さいたま市中央区 新都心 1-1 所在の 土地 600 m ² のうち 3 分の 2 部分		120,000,000 円	
現に自ら使用し ているもの	同上所在の建物の うち 3F～6F 部分	営業所 及び 従業員 宿舍	30,000,000 円	0 円
	上記に係る建物付 属設備（電気工事）		1,000,000 円	

事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）となる期間のみ記載してください。

贈与（相続）報告基準事業年度とは、以下①～③に該当するすべての事業年度です。
①前年の贈与（相続）報告基準日（第1回目の年次報告においては、贈与（相続）認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
②当該贈与（相続）報告基準日の翌日からみて直前の事業年度
③①と②の間の各事業年度
贈与（相続）報告基準事業年度が複数ある場合には、特定資産明細表を挿入し2期目以降の内容について作成してください。

(1)～(3)及び(12)～(14)有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び同条第2項のみなし有価証券が該当します。
内容欄には、特別贈与（相続）認定中小企業者の資産のうち上記に該当するものすべてを、銘柄ごと分けて数量などを記載して下さい。帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。
運用収入欄には、期中に受け取った配当金や分配金などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。
内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように具体的に記載して下さい。
利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載して下さい。

（自ら使用の例：本社、支店、工場、従業員宿舍

自ら使用ではない例：販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地）

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載して下さい。

事業継続報告（年次報告）の手続き

不動産	現に自ら使用していないもの	さいたま市中央区 新都心 1-1 所在の 土地 600 m ² のうち 3 分の 1 部分 上記所在の建物の うち 1F2F 部分 上記に係る建物付 属設備(電気工事一 式)	子会社 (関東経 済物流 (株)へ賃 貸	(5) 60,000,000 円 15,000,000 円 250,000 円	(16) 3,000,000 円
ゴルフ 場その 他の施 設の利 用に関 する権 利	事業の用に供す ることを目的と して有するもの	—	—	(6) —円	(17) —円
	事業の用に供す ることを目的と しない有する もの	C ゴルフクラブ 会員権 D リゾート会員権		(7) 3,000,000 円 1,000,000 円	(18) 0 円 0 円
絵画、 彫刻、 工芸品 その他 の有形 の文化 的所産 である 動産、 貴金属 及び宝 石	事業の用に供す ることを目的と して有するもの	—	—	(8) —円	(19) —円
	事業の用に供す ることを目的 としない有する もの	絵画 E	社長室 展示用	(9) 0 円	(20) 2,000,000 円

事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）のみ記載します。

(6)(7)(17)(18)ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利(8)(9)(19)(20)絵画、彫刻、工芸品その他の有形文化的所産である動産、貴金属及び宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫、古物商や貴金属販売店が保有する在庫（棚卸資産）などが該当します。他方、接待用で所有しているものは、事業用外のものに該当します。

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように具体的に記載して下さい。利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載して下さい。

（自ら使用の例：本社、支店、工場、従業員宿舎

自ら使用ではない例：販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地）

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載して下さい。

事業継続報告（年次報告）の手続き

現金、 預貯金 等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期積金 保険積立金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 30,000,000 円 20,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円 0 円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金 預け金	経済一 郎に対す る貸付金 子会社へ の預け金	(11) 5,000,000 円 40,000,000 円	(22) 0 円 0 円
	特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 474,750,000 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 5,100,000 円	
	資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円	
	贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	剰余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) — 円 (28) — 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=(23)+(27)+(28)/((24)+(27)+(28)) 47.4%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 1.0%		
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有口 無■		
(*3)を発行している場合にはその保有者		氏名（会社名） 住所（会社所在地）			
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			450,000,000 円		

事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄は記載不要です。贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）のみ記載します。

(10)(21)現預金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産のうち現金や各種預貯金以外にも、これらと同視しうる積立金なども該当します。

(11)(22)貸付金及び未収金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継受贈者（相続人）及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金等も該当します。利用状況欄には、貸付金・未収金の債務者氏名又は会社名を記載して下さい。

損金不算入給与欄には、当該期間中に経営承継受贈者（相続人）及びその同族関係者に対して支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載してください。損金不算入となった金額が、いつの支払い日の給与から算出すべきか特定できない場合は、事業年度に対する該当期間の日数按分で算出してください。

(24)資産の帳簿価格の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額（以下の留意点に気をつけてください。）を記載して下さい。

剰余金の配当欄には、該当期間中に経営承継受贈者（相続人）及びその同族関係者に対して支払った剰余金や利益の配当金の、該当期間における合計金額を記載してください。

※資産の帳簿価額の総額欄の留意点

1. 貸借対照表に計上されている帳簿価額を用いて計算してください。
2. 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額を用いてください（直接減額方式にあわせて計算します）。
3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額・特定資産の帳簿価額の合計額から控除する前（引当前）の金額を記載してください。

事業継続報告（年次報告）の手続き

2 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
氏名	経済 太郎		
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目3番1号		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) 875 個 ((b)+(c))/(a) 87.5%		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b) 700 個 (b)/(a) 70%		
租税特別措置法第70条の7（第70条の7の2）第1項の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)	567 個		
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数	0 個		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	経済 花子	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1	(c) 75 個 (c)/(a) 7.5%

報告会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載してください。
自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

贈与（相続）報告基準日に経営承継受贈者（相続人）が保有していた議決権の数です。

納税猶予対象株式に係る議決権を記載してください。

納税猶予対象株式を、経営承継受贈者（相続人）が既に手放した場合に記載してください。

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

事業継続報告（年次報告）の手続き

3 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	関東経済物流株式会社		
会社所在地	埼玉県さいたま市 中央区新都心 1-1		
主たる事業内容	運輸業		
資本金の額又は出資の総額	10,000,00 円		
総株主等議決権数	(a) 100 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	経済産業 株式会社	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号	(b) 100 個 (b) / (a) 100%

贈与（相続）報告基準期間中に特別子会社が複数ある場合は、表を追加してそれぞれ記載してください。
なお、特別子会社が特定特別子会社に該当するかどうかも記載してください。
それぞれの定義は下記のとおりです。
会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

4 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

	氏名	施行規則第 7 条 第 4 項に基づく 認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

議決権を有する株主（持分会社の場合は社員）を、欄を追加するなどして全て記載して下さい。

当該申請会社が過去に納税猶予制度を活用したことがある場合のみ記載することになります。
(それ以外は空欄のままです。)

《特別子会社》

次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社

- (1) 中小企業者
- (2) 代表者
- (3) 代表者の親族（配偶者、6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）
- (4) 代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社
 - ① (2) ~ (4) により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
 - ② (2) ~ (4) 及びこれと (5) ① の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
 - ③ (2) ~ (4) 及びこれと (5) ① 又は (5) ② の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

《特別特別子会社》

次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社

- (1) 中小企業者
- (2) 代表者
- (3) **代表者と生計を一にする親族**
- (4) 代表者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社
 - ① (2) ~ (4) により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
 - ② (2) ~ (4) 及びこれと (5) ① の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社
 - ③ (2) ~ (4) 及びこれと (5) ① 又は (5) ② の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社